

保 ー 1 4 5 0

令和6年10月29日

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 管理者 様

秋田県知事 佐竹 敬久

(公印省略)

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

1 医療措置実施の要請

県は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの管理者に対し、別紙に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 措置に要する費用の負担

- (1) 措置に要する費用については、予算の範囲内において、県が当該措置を担う医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- (2) 県は別紙に掲げる1の措置のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、秋田県立リハビリテーション・精神医療センターが当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、当該措置を行う医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

5 本通知の実施状況等の報告

当該措置を行う医療機関は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

6 平時における準備

当該措置を行う医療機関は、別紙の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- （1）当該措置を行う医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- （2）措置を講ずるに当たっての訓練を、当該医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- （3）措置を講ずるに当たっての当該医療機関における対応の流れを点検すること。

【別紙】

1 講ずべき措置の内容

(1) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期		流行初期以降	
対応内容	対応可能患者数	0 人/日	対応可能患者数	4 人/日
	検査(核酸検出検査)の 実施能力 ※外部委託除く	0 件/日	検査(核酸検出検査)の 実施能力 ※外部委託除く	4 件/日

2. 自宅療養者等への医療提供

対応時期	流行初期	流行初期以降	
対応内容		対応可能見込数	
		自宅療養者対応	否人/日
		宿泊療養者対応	否
		高齢者施設対応	否
		障害者施設対応	否
対応方法		電話診療	否
		オンライン診療	否
		訪問診療	否

3. 後方支援

対応時期	流行初期	流行初期以降
対応内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	回復患者の転院受入が可能 又は 病床確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能
受入人数 (目安)	12 人	

4. 感染症対応を行う医療機関等への人材派遣 ※「流行初期以降」のみ (単位：人)

	感染症医療担当従事者			感染症予防等業務対応関係者		
	医師	看護師	その他	医師	看護師	その他
派遣可能人員総数	0	0	0	0	0	0
県外派遣可能	0	0	0	0	0	0
DMAT	0	0	0	0	0	0
DPAT	0	0	0	0	0	0
災害支援ナース		0			0	

※感染症医療担当従事者 : 感染症患者に対する医療を担当する職員

感染症予防等業務対応関係者 : 感染症の予防及びまん延を防止するための医療
提供体制の確保に係る業務の担当職員

保 ー 1 4 5 0
令和6年10月29日

秋田県厚生農業協同組合連合会 湖東厚生病院 管理者 様

秋田県知事 佐竹 敬久
(公印省略)

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

1 医療措置実施の要請

県は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、秋田県厚生農業協同組合連合会 湖東厚生病院 の管理者に対し、別紙に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 措置に要する費用の負担

- (1) 措置に要する費用については、予算の範囲内において、県が当該措置を担う医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- (2) 県は別紙に掲げる1の措置のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、秋田県厚生農業協同組合連合会 湖東厚生病院が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、当該措置を行う医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

5 本通知の実施状況等の報告

当該措置を行う医療機関は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

6 平時における準備

当該措置を行う医療機関は、別紙の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- （1）当該措置を行う医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- （2）措置を講ずるに当たっての訓練を、当該医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- （3）措置を講ずるに当たっての当該医療機関における対応の流れを点検すること。

【別紙】

1 講ずべき措置の内容

(1) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期		流行初期以降	
対応内容	対応可能患者数	54 人/日	対応可能患者数	54 人/日
	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	14 件/日	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	14 件/日

2. 自宅療養者等への医療提供

対応時期	流行初期	流行初期以降	
対応内容		対応可能見込数	
		自宅療養者対応	否人/日
		宿泊療養者対応	否
		高齢者施設対応	可
		障害者施設対応	可
対応方法		電話診療	可
		オンライン診療	可
		訪問診療	否

3. 後方支援

対応時期	流行初期	流行初期以降
対応内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	回復患者の転院受入が可能 又は 病床確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能
受入人数 (目安)	3 人	

4. 感染症対応を行う医療機関等への人材派遣 ※「流行初期以降」のみ (単位：人)

	感染症医療担当従事者			感染症予防等業務対応関係者		
	医師	看護師	その他	医師	看護師	その他
派遣可能人員総数	0	0	0	0	0	0
県外派遣可能	0	0	0	0	0	0
DMAT	0	0	0	0	0	0
DPAT	0	0	0	0	0	0
災害支援ナース		0			0	

※感染症医療担当従事者：感染症患者に対する医療を担当する職員

感染症予防等業務対応関係者：感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務の担当職員

保 ー 1 4 5 0
令和6年10月29日

市立田沢湖病院 管理者 様

秋田県知事 佐竹 敬久
(公印省略)

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

1 医療措置実施の要請

県は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、市立田沢湖病院の管理者に対し、別紙に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 措置に要する費用の負担

- (1) 措置に要する費用については、予算の範囲内において、県が当該措置を担う医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- (2) 県は別紙に掲げる1の措置のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、市立田沢湖病院が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、当該措置を行う医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

5 本通知の実施状況等の報告

当該措置を行う医療機関は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

6 平時における準備

当該措置を行う医療機関は、別紙の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- (1) 当該措置を行う医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- (2) 措置を講ずるに当たっての訓練を、当該医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- (3) 措置を講ずるに当たっての当該医療機関における対応の流れを点検すること。

【別紙】

1 講ずべき措置の内容

(1) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期		流行初期以降	
対応内容	対応可能患者数	15 人/日	対応可能患者数	15 人/日
	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	15 件/日	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	15 件/日

2. 自宅療養者等への医療提供

対応時期	流行初期	流行初期以降	
対応内容		対応可能見込数	
		自宅療養者対応	否人/日
		宿泊療養者対応	否
		高齢者施設対応	否
		障害者施設対応	否
対応方法		電話診療	否
		オンライン診療	否
		訪問診療	否

3. 後方支援

対応時期	流行初期	流行初期以降
対応内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	回復患者の転院受入が可能 又は 病床確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能
受入人数 (目安)	2 人	

4. 感染症対応を行う医療機関等への人材派遣 ※「流行初期以降」のみ (単位：人)

	感染症医療担当従事者			感染症予防等業務対応関係者		
	医師	看護師	その他	医師	看護師	その他
派遣可能人員総数	0	0	0	0	0	0
県外派遣可能	0	0	0	0	0	0
DMAT	0	0	0	0	0	0
DPAT	0	0	0	0	0	0
災害支援ナース		0			0	

※感染症医療担当従事者：感染症患者に対する医療を担当する職員

感染症予防等業務対応関係者：感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務の担当職員

保 ー 1 4 5 0
令和6年10月29日

秋田県立医療療育センター 管理者 様

秋田県知事 佐竹 敬久
(公印省略)

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

1 医療措置実施の要請

県は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、秋田県立医療療育センターの管理者に対し、別紙に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 措置に要する費用の負担

- （1）措置に要する費用については、予算の範囲内において、県が当該措置を担う医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- （2）県は別紙に掲げる1の措置のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、秋田県立医療療育センターが当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、当該措置を行う医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

5 本通知の実施状況等の報告

当該措置を行う医療機関は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

6 平時における準備

当該措置を行う医療機関は、別紙の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- （1）当該措置を行う医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- （2）措置を講ずるに当たっての訓練を、当該医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- （3）措置を講ずるに当たっての当該医療機関における対応の流れを点検すること。

【別紙】

1 講ずべき措置の内容

(1) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期		流行初期以降	
対応内容	対応可能患者数	0 人/日	対応可能患者数	0 人/日
	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	0 件/日	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	0 件/日

2. 自宅療養者等への医療提供

対応時期	流行初期	流行初期以降	
対応内容		対応可能見込数	
		自宅療養者対応	否人/日
		宿泊療養者対応	否
		高齢者施設対応	否
		障害者施設対応	否
対応方法		電話診療	否
		オンライン診療	否
		訪問診療	否

3. 後方支援

対応時期	流行初期	流行初期以降
対応内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	回復患者の転院受入が可能 又は 病床確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能
受入人数 (目安)	3 人	

4. 感染症対応を行う医療機関等への人材派遣 ※「流行初期以降」のみ (単位：人)

	感染症医療担当従事者			感染症予防等業務対応関係者		
	医師	看護師	その他	医師	看護師	その他
派遣可能人員総数	0	0	0	0	1	0
県外派遣可能	0	0	0	0	0	0
DMAT	0	0	0	0	0	0
DPAT	0	0	0	0	0	0
災害支援ナース		0			0	

※感染症医療担当従事者：感染症患者に対する医療を担当する職員

感染症予防等業務対応関係者：感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務の担当職員

保 ー 1 4 5 0
令和6年10月29日

独立行政法人国立病院機構あきた病院 管理者 様

秋田県知事 佐竹 敬久
(公印省略)

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

1 医療措置実施の要請

県は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、独立行政法人国立病院機構あきた病院の管理者に対し、別紙に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 措置に要する費用の負担

- (1) 措置に要する費用については、予算の範囲内において、県が当該措置を担う医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- (2) 県は別紙に掲げる1の措置のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、独立行政法人国立病院機構あきた病院が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、当該措置を行う医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

5 本通知の実施状況等の報告

当該措置を行う医療機関は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

6 平時における準備

当該措置を行う医療機関は、別紙の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- （1）当該措置を行う医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- （2）措置を講ずるに当たっての訓練を、当該医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- （3）措置を講ずるに当たっての当該医療機関における対応の流れを点検すること。

【別紙】

1 講ずべき措置の内容

(1) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期		流行初期以降	
対応内容	対応可能患者数	21 人/日	対応可能患者数	21 人/日
	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	0 件/日	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	1 件/日

2. 自宅療養者等への医療提供

対応時期	流行初期	流行初期以降	
対応内容		対応可能見込数	
		自宅療養者対応	否人/日
		宿泊療養者対応	否
		高齢者施設対応	否
		障害者施設対応	否
対応方法		電話診療	否
		オンライン診療	否
		訪問診療	否

3. 後方支援

対応時期	流行初期	流行初期以降
対応内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	回復患者の転院受入が可能 又は 病床確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能
受入人数 (目安)	5 人	

4. 感染症対応を行う医療機関等への人材派遣 ※「流行初期以降」のみ (単位：人)

	感染症医療担当従事者			感染症予防等業務対応関係者		
	医師	看護師	その他	医師	看護師	その他
派遣可能人員総数	0	2	0	1	1	0
県外派遣可能	0	2	0	0	0	0
DMAT	0	0	0	0	0	0
DPAT	0	0	0	0	0	0
災害支援ナース		0			0	

※感染症医療担当従事者：感染症患者に対する医療を担当する職員

感染症予防等業務対応関係者：感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務の担当職員

保 ー 1 4 5 0
令和6年10月29日

大館市立扇田病院 管理者 様

秋田県知事 佐竹 敬久
(公印省略)

感染症法第36条の2第1項の規定に基づく通知について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の2第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において講ずべき措置等について、次のとおり通知する。

1 医療措置実施の要請

県は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、大館市立扇田病院の管理者に対し、別紙に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

2 措置に要する費用の負担

- (1) 措置に要する費用については、予算の範囲内において、県が当該措置を担う医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。
- (2) 県は別紙に掲げる1の措置のうち、新興感染症の発生等の初期の段階から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、大館市立扇田病院が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、当該医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

3 本通知の有効期間及び変更

本通知の有効期間は、通知した日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、知事から変更の通知を行わない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 本通知の措置を講じていないと認められる場合の措置

県は、当該措置を行う医療機関が、正当な理由がなく、措置を講じていないと認めるときは、当該医療機関に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

5 本通知の実施状況等の報告

当該措置を行う医療機関は、県から本通知に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

6 平時における準備

当該措置を行う医療機関は、別紙の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- （1）当該措置を行う医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- （2）措置を講ずるに当たっての訓練を、当該医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- （3）措置を講ずるに当たっての当該医療機関における対応の流れを点検すること。

【別紙】

1 講ずべき措置の内容

(1) 発熱外来の実施

対応時期	流行初期		流行初期以降	
対応内容	対応可能患者数	15 人/日	対応可能患者数	20 人/日
	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	15 件/日	検査(核酸検出検査)の実施能力 ※外部委託除く	20 件/日

2. 自宅療養者等への医療提供

対応時期	流行初期	流行初期以降	
対応内容		対応可能見込数	
		自宅療養者対応	可人/日
		宿泊療養者対応	否
		高齢者施設対応	可
		障害者施設対応	可
対応方法		電話診療	可
		オンライン診療	否
		訪問診療	可

3. 後方支援

対応時期	流行初期	流行初期以降
対応内容	主に流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関に代わっての一般患者の受入が可能	回復患者の転院受入が可能 又は 病床確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能
受入人数 (目安)	3 人	

4. 感染症対応を行う医療機関等への人材派遣 ※「流行初期以降」のみ (単位：人)

	感染症医療担当従事者			感染症予防等業務対応関係者		
	医師	看護師	その他	医師	看護師	その他
派遣可能人員総数	0	0	0	0	0	0
県外派遣可能	0	0	0	0	0	0
DMAT	0	0	0	0	0	0
DPAT	0	0	0	0	0	0
災害支援ナース		0			0	

※感染症医療担当従事者：感染症患者に対する医療を担当する職員

感染症予防等業務対応関係者：感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保に係る業務の担当職員